

知恵の樹

No. 106

2005.12.22

町田の図書館活動を
すすめる会

事務局：町田市森野3-1-12 増山方
〒194-0022 FAX 042-722-1243

読み聞かせから読書習慣の確立を

鶴川第2小学校 副校長 田村 健治

切れやすい子とか、友だちとうまくコミュニケーションがとれない子が増えていると言われている。その原因を、ゲームのしすぎや食事の在り方に求める説明が多くなされている。これらだけではなく、自分の気持ちを言葉で表せないことにより、ストレスがたまり続け、何かのきっかけで一気にはき出されることもあると思われる。自分の気持ちを相手に伝える言葉を身に付けるために、読書を通じた語彙の獲得が強く求められていると考えている。

本校の読書に関する実態調査によると

①最近の1ヶ月で授業以外で何冊の本を読んだか、という項目では、

低学年が10冊から20冊

高学年が4冊から8冊である。

②最近の1ヶ月で、授業以外の休み時間や放課後、学校の図書室で本を読んだり借りたりしたことがあるかという項目では、

「ある」と答えた子は、

低学年では、78%

高学年では、66%

③最近の1ヶ月で公立の図書館で本を借りたり読んだりした子の割合は、

低学年で、49%

高学年で、41% だった。

④あなたは本を読むことが好きですかという項目では、「好き」「どちらかといえば好き」

と答えた子の割合は、
低学年が、93%
高学年が、78% であった。



高学年になると割合は下がるものの、低学年の「本を読むことが好き」「どちらかといえば好き」という子の割合が高いのは、以下のような読み聞かせの効果が大きいと思われる。

- ①ご家庭での小さいときからの読み聞かせ
- ②朝の教室での保護者ボランティアによる週1回の読み聞かせ
- ③児童図書委員会の週1回の図書室での読み聞かせ
- ④「まちだ語り手の会」の皆さんによる全学級1時間ずつの「おはなし会」

特に、①の幼少期からの保護者による読み聞かせで本に慣れ親しんだ子は、小学校においても本好きになると考えている。小学校低学年で本好きになった子どもは、一時、本の世界から離れても、必ず再び本の世界に戻ってくる。

読書を通して、人間の心の微妙な綾を感じ、感情を表す語彙を身につけ、相手の気持ちが分かる、自分の気持ちにふさわしい言葉で表現できるといったコミュニケーションがうまくとれる子にしたいと願っている。

新憲法草案の怖さを知る

- ・未知数の軍隊を保有する国に
- ・「公益、公の秩序」を第一に尊重
- ・「政教分離」から「公の宗教教育」へ

11月のすすめる会定例会では、憲法改正がどのように行われようとしているのかを学ぼうと、10月28日に出された新憲法草案についての勉強会をしました。前回の映画「日本国憲法」のDVD上映のときに参加して下さった川野恵さんも参加され、今回の報告をまとめてくださいました。

報告

川野 恵

勘解由小路さんは、「自由民主党 新憲法草案（現行憲法対照）」、「家族の保護に言及した改憲論一覧」などの資料を用意して下さり、憲法・改案の、「新（しい）憲法（の）案」という名での発表、その内容、背景、問題点にいたるまでの要点を、短時間で整理して説明して下さった。

あまりに多くの改定条項があるのにびっくりしつつ、資料文章の山と格闘。憲法問題の重要性を、皆それぞれの立場で更に感じたことを述べ、ここに在ることの大切さを確認した。

以下は、法律の素人が、勉強会で出た問題点を懸命に復習し、まとめたものである。皆様の理解のたたき台となることがあれば、幸甚。間違いのご指摘もあわせて、よろしくお願いします。

国の根幹をなす法律の

超・大型改正・改定・改変 草案！

論議の中心は、憲法9条。その第9条がある第2章の章名は以下の如く変更されている。

「戦争放棄」⇒「安全保障」

その条文も第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、交際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」は、現行どおりだが、第2項「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」を削除。そして第9条の

2で、自衛軍の創設が宣言され、これこれの大義の為に働く、とある（この自衛軍は内閣総理大臣を最高指揮者とする、政治的機動性が高い軍隊である）。さらに、同盟国と共に、そして代わりに戦争する、集団的自衛権を認める。憲法そのものの基本理念を変えようとしている深刻な「改革」案である。

この背景には、米軍再編成がある。座間基地に、全アジアを守備攻撃範囲とする、米軍「第一」指令本部の設置が、今年、予告された。

更に、「自衛隊の組織および統制に関する事項は、法律で定める」とあるから、この「新憲法案」が通れば、その後に出されるであろう、自衛軍法等によって、その構成員が、今の自衛隊のみなのか、国民皆兵、徴兵制を取るのか、傭兵制を採用するか、などなど、後から決められていくであろうことは必定。この大改革案が、一度通れば、現実は限りなく大きく変わってくる。

しかし、改定は、これにとどまらない。現行憲法の1/3以上が、改正/改定/改変されるべき、と「新憲法案」は、いう。国の根幹をなす法律の超・大・改正/改定/改変である。

そして、「新憲法案」では、憲法改正のためのハードルが、現憲法より低くなっている。

現憲法 96 条: 憲法改正には

衆参両院の2/3 賛成(+国民投票)が必要

↓

「新憲法案」96 条: 憲法改正には

衆参両院の1/2 賛成 (+国民投票)が必要

よって、今回の改憲案を認めれば、そのあと、現在より簡単に、国の基本を定める、憲法を変えることが可能になる。(！？必要ですか！？)

では、どう変えたいのだろうか。

ひとつは、冒頭の、憲法9条改定であり、もう一つは、「良い家庭・良い国家」である。改憲論議にたびたび登場してくるのは、現憲法が、個人の尊重（を、し過ぎたので、これからは）家庭・家族の強調 ⇒ コミュニティへの奉仕 ⇒ 国家への奉仕、という道筋で、流れを変え、国家と個人の比重を変えましょう、というものである。（憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム第9回会合 2004.3.11 参照）

個人よりも、「家庭・家族・コミュニティの尊重の規定を憲法に設けるべき」とする論の根拠の第一は、「顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の重要性を再認識し」、「家庭が果たしてきた機能を再構築する必要がある」という。憲法調査会報告書 2004.4 参照）

児童虐待、家庭内暴力、不登校、引きこもり、離婚、等々、毎日のニュースに、家庭の崩壊が映し出される。「新憲法案」は、この由々しき問題に対して、いまや家庭は問題の巣窟である、だから、この社会の基盤である家庭を再構築すべきであるという考えである。

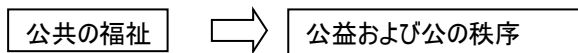
しかし、しかし、である。このように家庭や地域社会の問題が解決のめあてのつかぬまま山積されている原因は、はたして戦後制定された、日本国憲法の個人の重視によるものなのだろうか？ 個人主義と、利己主義はまったく別物であるが、混同されていないだろうか？ 仮に、百歩譲って個人重視が家庭崩壊の原因だとして、国家重視主義なら、家庭がうまくいくのだろうか？ そんな抽象的精神論で変わるのだろうか？

私たちの、家庭のあり方の一大変化は、むしろ、ここ20年、スーパーが出来て以来の、物の豊かさの過剰にある。特に、テレビ、ゲームなどのエンターテインメントは、家庭の団欒に取って代わり、コミュニケーションさえも奪う影響力を發揮してきた。これらの家庭機能の根本への破壊力は、世界に共通する問題である。

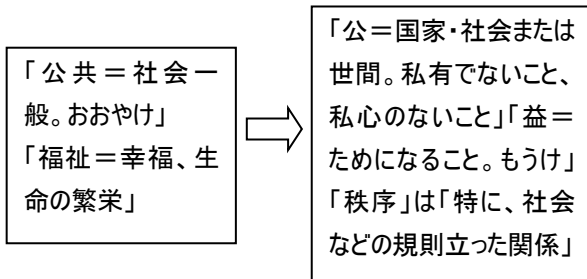
このような社会現象は、憲法に制定された個人

の尊厳とは次元が異なる。憲法は、理想、目標であり、社会現象は、それと向かいあう、一步一步の現実である。

また、第12条、第13条、第29条の条文において、次の書き換えがなされている



広辞苑の意味では以下のようなものである



左と右を比べてみると、左には、「社会とは、幸福を目指し、生命の繁栄の場である」、という思想が表れ、右には、「国家社会とは、国家社会のためになることをし、その規則だった関係を重んじる場である」、という思想が表れている。このように、社会思想を交換しよう、社会における価値観の主軸を取り替えよう、と「新憲法案」は宣言している。

憲法13条は、価値観の基本を示す。

個人の生命、自由、幸福追求の権利については、に反しない限り、立法その他の国政上の上で、最大尊重される。（抜粋）

あなたなら、何を空欄に入りたいだろうか。

空欄に「公共の福祉」を入れれば、現憲法13条である。「公益および公の秩序」を空欄に入れれば、新憲法案13条である。これは、言葉のスイッチ（転換）である。

新憲法案13条は言い換えると、

この国の立法、行政、裁判において、最も尊重されるのは、「公益および公の秩序」であり、「個人の生命、自由、幸福追求の権利」はその次である。

現憲法13条で、「皆の共通の幸福」（公共の福祉）が具体的に言わんとするのは、個人同士が対

立するとき、うまく調整せよ、ということである。そして、個人の生命、自由、幸福追求を尊重せよ—そのように現憲法は説く。

一方で、新憲法草案の言う、「公益、公秩序」における、「公」は、個人と対立するときは、一方的に「公」を優先尊重せよ、となり、個よりも公が優先される法となる。

(12条「国民の責務」、29条「財産権」で、その優先権がはっきり示されている)。

この書き換えは、社会を動かす価値観を根本から塗り替える。9条の書き換えが、社会の様相を一変させるのと、対をなす。

この2つの変更に加えて、改憲論の鼎の最後の柱は、政教分離の項である。現行憲法では、

「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」(憲法20条3項)

と、わかりやすい。

この箇所を「新憲法草案」は、次の項に換えている。「**国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的好意の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であって、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長、若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行ってはならない。**

なんとも分かりにくい長い一文である。

ところで、改憲論者の動機のひとつは、現日本国憲法は日本語としておかしい、というもの。しかし、この項ひとつを例にとっても、改憲案の文章がよい日本語といえるだろうか？ 理解に苦しむ。この項を比較すると、逆に、現憲法の長所が浮き彫り視される。表現がわかりやすく、指示することが明確で、しかも曖昧表現がない、という長所である。

さて、新憲法20条3項は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲なら、国も公共団体も「宗教教育」や「宗教的活動」OK という、難解なゴーサインである。範囲程度など、実は、何とでも言い含められるから、つまりは、公教育における宗教教育どうぞ、ということである。(現在、公教育で宗教

教育をしている国は、世界で何国あるだろうか?)

以上、新憲法草案が、今の憲法の1/3以上を変更し、現憲法での「戦争放棄」⇒「未知数の軍隊保持」、「公共の福祉(皆の幸福)」⇒「公益と、公の秩序」の優先、「政教分離」⇒「公の宗教教育・活動(程度限定)」という三本機軸を打ち立てていることを確認した。

一人ひとりが、じっくりと

日本の将来を考えよう!

この改憲案は、殆ど全とりかえに等しい。憲法前文の、総転換がそれを物語る。主要な思想が、異なる思想と、取り替えられている。憲法は国の大元締めである。着替えの好きな王様(主権者)の行く末は、グリムが、童話「裸の王様」で物語った。新調には慎重を期すべし。

この内容の「新憲法案」が、今、強力に進行中であり、国民投票によって、是非を問われる日も遠くない。今の国民投票実施法案(準備中)は、国会の発議があつてから、90日以内に国民投票をせよ、としている。何百年もの国家の大計を3ヶ月で国民に決断せよとは、この大きさを測るにも足りない。落ち着いて、落ち着いて、深呼吸しよう。

『高校生にもわかる日本国憲法の論点』(伊藤真著、トランスビュー刊)には、憲法とは、そもそも国の権力を制限するものであるということが歴史的に詳しく説明されている。

一つひとつ順を追っていくのが、外国における憲法改正、つまり改憲と呼ばれている作業である。日本人はせっかちですねえ。60年前の事実をめぐることで、記憶喪失の国ニッポン、という見出し記事が外国の紙面をにぎわしたのは、このことと関係がありや、なしや。

白鳥は悲しからずや、

海の青、空の蒼にも染まずただよう

若山牧水

(かわの めぐみ 会員)

町田の学校図書館を考える会

「子どもの本」連続講座 第3回 『こんなに生き生き！ 学校図書館』

講師 大江輝行 氏

12月4日(日)13:30~16:20 中央図書館6Fホール

学校の中で、きちんと機能している学校図書館。そこではどんな実践が行われているのか、少しでもそういった学校図書館に近づく為にアイデアや工夫を教えてください。そんな思いでお呼びした講師は、自由の森学園中学・高等学校図書館で創立以来20年司書をしておられる大江輝行さん。詳しい資料を見せていただきながら、大変勉強になることを沢山、楽しく伺えた。学校図書館の関係者を始め、多くの方にご参加いただけたことはうれしい限り。以下に講演の内容をまとめた。



1. 学校図書館の働きと私たちの仕事

(1) 学校図書館の働きとは？— ①緩やかな生活の場、自分が自分であってよい場。②調べたり、話したり、情報発信の場。そして、利用者から要求を生むような「資料提供」という機能を通して楽しく役に立つ場になる。(2) 私たちとは？— 専門・専任・正規の2人の学校司書と1人の司書教諭、図書館部の教員、図書委員会、つまりみんなで作り上げていくみんなの図書館。(3) 仕事は？— 自由の森学園では、学校図書館法改正直前に教員の要求があって仕事の内容を93項目に成文化した。その内司書教諭と共同の仕事は、運営方針や収集方針の成文化、図書通信の作成、図書館部会などの会議に関する事。その他は二人の司書で行っている。

2. 資料提供の前提

(1) 収集方針 — 教育に必要なもの、教員・生徒が必要とするものの両方によって構成される。収集方針の特色は、①リクエストに極力応じる、②蔵書構成のバランスにとらわれず必要度の高いものから収集する、③需要の多い分野は複本を購入、④絵本・児童書・コミックから専門書まで幅広く

収集、⑤新しい情報の収集に努める。(2) 蔵書構成 — 図書館が中学校と高校の中間にあり、ふらっと寄れる良い場所にある。入り口近くに特色あるコーナー（修学旅行や総合、講座の授業に関連するもの）— ①沖縄、②韓国、③戦争、④進化・生物/環境・農業、⑤人間の性—を設置。(3) 予約制度 — 読みたい本が手に入る制度を作り、読む権利を保障し、図書館への信頼を生む。予約の本が入ると生徒から「ありがとう」と感謝される。学校でこんな風に生徒から感謝される仕事は司書しかないかもしれない。①優先予約カードの提出を受ける。②3つの入手方法：リザーブ（蔵書本の返却待ち）、購入、借入（公共図書館との連携）。読みたいときが欲しい時だから、なるべく早く届けたいので借入をまず考える。また予約本が入ったことを知らせるときも、極力生徒のプライバシーに配慮し、その知らせの中は読めないようホッチキス止めして出している。

3. 資料要求を引き出す

(1) 読書案内 — 読み聞かせ、ブックトークは中1、高1の入学時に有効。教師のブックトークの手伝いもする。(2) 広報活動 — 広報紙は生徒が出すもの、司書が出すものの両方あり。(3) プログラム — 利用者の視野を広げるために読書週間やビデオ上映会などの各種行事を行う。

4. 私たちにとっての生き生き！

(1) 利用者（生徒と教員）からの声が励みになる。【教員からの声】①教員からの大雑把なお願いを受けてくれる。②いつも笑顔で応対してくれる。③本がすぐ手元に届く。④探している箇所につ箋をつけてくれる。（教員は忙しいのでお手伝い。生徒にはしない。）【生徒のレポートから】①本を読んでもますますイタリアに行きたくなった。②調べていて結構面白かった。③レポート以外でも本を読んで身に付けようと思った。④本を読んでみただけではなく自分でまとめたことで自分のものにしたという実感があった。⑤やってみて自分が知っていることもさらに深く知ることができた。

(2) 教科と図書館の連携に進みたい。— ①どの教科とどの程度関わるか、考える。②授業教師との打ち合わせをする。③関係資料を別置（ワゴ

ン、棚丸ごと)する。④教科用図書リストを作成する・・・など。どう授業を作っていくか教員が迷っている時が、司書の腕の見せ所。

《質問》(1)蔵書数は?予算は?— 数字ではないものを伝えたかったので、今日はあえて言わなかったのだが・・・蔵書数は2万5千冊、図書予算は300万円。(2)自由の森学園の生徒の様子は?— 教員と話した結果、その時間に図書館にいた方がいい生徒は、いてよいことになっている。昔に比べて授業に出る生徒が増えた。授業が密になった所為だと思う。(3)図書の除籍はどういう条件でやったらよいか?— 旬を過ぎてデータの使えないものや授業で使わなくなった複本は基本的に除籍。自由の森では除籍権は司書にある。司書教諭に権利のある学校は、数字を提示して判断を待つしかないだろう。その際相手が発見したように演出すると効果がある。(4)子ども達の読書傾向は?— テレビ・映画の影響は大きいようだ。漫画についてはあまり詳しくないが新刊物を提供している。一方では古典的児童文学などもしっかり読まれていて、すごく多様化しているといえる。

(報告:会員 市川)



お話を聞いて自由の森学園で大江さんがどのように居心地のいい楽しい学校図書館を実現してい

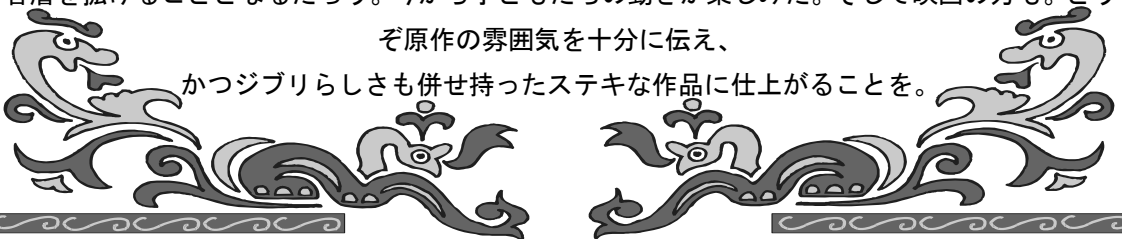
るかだけでなく、教員から頼みにされる資料・情報提供をしているかもよくわかった。またお話の端々から、生徒に向ける温かいまなざしを感じとても感銘深かった。途中公共図書館との連携に関連して、私立学校は他の学校図書館とネットワークを組むことができないが公立学校ではそれができる、それが強みである事を強調された。町田ではまだネットワークと物流システムができてはいないが、これからの大きな目標となる。生徒や教員をしっかりと味方につけた心強い学校図書館を垣間見させていただいた。

参加者からの感想: *専任・専門・正規の司書が図書館を生かすためには必要であるという事をつくづく感じました。このように情熱を持って子どもたちのために働いていらっしゃる方がいるというのは嬉しくもあります。*今後の学校図書館での指導員としての仕事内容を考えていく上で大変参考になりました。「活き活き」とした図書館運営の様子が良くわかり素晴らしいと思いました。*いろいろと参考になるお話ありがとうございました。先生の暖かく親しみやすい雰囲気が図書館には必要だなあと改めて思いました。*川崎公立小中学校では専任の方がいません。子どもたちの学習にきちんと図書館が絡むことでより良い学びの場になるのだという事を痛感しました。

スタジオ・ジブリが『ゲド戦記』(ル=グウィン原作)をアニメ化、来夏公開予定

『指輪物語』『ナルニア国物語』に続いて、遂にあの『ゲド戦記』が映像化されることになった。記者の清水真砂子さんが、すすめる会主催講演で町田にいらした折、『ゲド戦記』も映画化されるといいですね、とお話したのは3年前のこと、まさかこんなに早く実現するとは思わなかった。3作品とも20世紀ファンタジーを代表する名作でありながら、ここ数年子どもたちにはあまり読まれなくなっていた。しかし映像化は一気に読者を獲得する。『ナルニア』だけでなく、『チョコレート工場の秘密』『ハウルの動く城』、はたまた『野ブタをプロデュース。』もしかり。イメージとしてはいくぶん暗く、思索的な作品である『ゲド戦記』も、おそらく若い人たちの間に読者層を拓けることとなるだろう。今から子どもたちの動きが楽しみだ。そして映画の方も、どうぞ原作の雰囲気を十分に伝え、

かつジブリらしさも併せ持ったステキな作品に仕上がることを。



こんな本 いかが

子どもの本連続講座2005 参考資料1-1



もしも ぼくが おとなだったら (ハンガリーの絵本です)

ヤニコヴスキー・エーヴァ 文/レーベル・ラースロー 絵/
マンディ・ハシモト・レナ 訳/文溪堂/2005.7

大人はちょっと頭が痛い、子どもの本音（子どもはみな知ってるんだよ、悪い子でいる方が面白いこと、大人の方がいいことがたくさんあること！）がイラストと配列がデザインされた文字で、描かれているものです。もしも ぼくがおとなだったら・・・やってみたいことが次々と出てくるのですが、最後のオチがまた、かわいらしいのです。



大志の歌 童話の学校 校歌・寮歌 安野光雅 作/童話屋/2005.8

作者は落語のCDでがまの油売りの口上を聞いているうちに、がまになった気分になり、蝦蟇高校校歌を作ってしまったようです。小川村立めだか小学校校歌、私立 蝙蝠 中学校校歌・・・など30余りの校歌・寮歌が楽しく並んでいます。

ぼくの鳥の巣絵日記

鈴木まもる

作/借成社/2005.5

山の中にすんでいる作者が家の周りにある鳥の巣を季節ごとに追って絵日記風に描いたもの。左ページに家の周りの風景、右ページに鳥の様子が描いてあり、左ページのどこにその巣があるかも示されていて、また右ページに戻って探す楽しみもあります。



網渡りの男

モーディカイ・ガースティン 作/川本三郎 訳/小峰書店/2005.8

1974年8月7日、若きフランス大道芸人フィリップ・プティがニューヨークの世界貿易センター、ツインタワーの間を綱渡りした時のことを描いたもの。思い出の写真のようにも思える縁取りをした描き方や3ページ続きに大きく描かれた絵などの工夫が素敵です。

素数ゼミの謎

吉村仁 作/石森愛彦 絵/文芸春秋/

2005.7

アメリカにいる不思議なセミの話聞いた事はありませんか？ 日本のセミと違って17年、あるいは13年もの長い間を地中で過ごし、地域ごとに一斉に羽化してくる・・・でも15年ゼミとか12年ゼミとかはないのです。なぜ？ いろいろな科学者が仮説を立てていますが、ポイントはやはり「17、13」とも素数だという事。えっ～、セミって数学わかるの？ そうなんです、わかるんです、それも長～い幾世代にもわたる生存競争のなかから掴んだ情報として。不思議な生命の進化の一端を楽しんでみてください。サイケな絵がユニークです。





< 11月例会報告 > 24日(木)13:00~16:30
於・中央図書館ホール

出席	川野	勘解由小路	片岡	久保	
	中山	前島	増山	松尾	桃澤

○会報について

町田市では来年2月市長・市議選が行われ、市長には現在5名が立候補している。自立した市民として自治体を任せられる市長・議員を選びたい。知る自由、学ぶ権利を保障する図書館の役割、市民が目を見開いて情報を選び取っていく事(与えられた情報だけではなく)が出来る公的施設が機能していることの意義、真の民主主義を支える情報の宝庫としての図書館の役割を知らしめよう。

インターネットや新聞や週刊誌のように、偏った情報を一方的に流すのではなく、あらゆる角度から物事の真相を見極めることができる、情報を得ることができる知の宝庫としての図書館の存在、また、気ぜわしく騒がしい世の中において、本が静かに読める環境の大切さなど、身近に情報が得られる図書館の存在をもっともっとアピールしていかねばならないのではという話題になった。

○「新憲法草案」勉強会

自由民主党が10月28日「新憲法草案」を発表した。それによると、「戦争の放棄」の文面は「安全保障」に改変、24条には「婚姻及び家族に関する基本原則」というタイトルを新設。ひも解いていくと軍力を強化し、男は国を守り、女は家を守るという性別役割を強化するものとなっている。国民の権利や自由を保障するよう国家権力を縛るものであるはずの憲法が、国民の権利や自由を縛り、国民を統治するものに改変されられようとしているのを感じる。改憲案からは、個人の尊厳、両性の平等といった保障は消え、国家権力を拡大させた匂いが伝わってくる。(報告2~4p)

○政府が憲法をどのように変えようとしている

のかを、勘解由小路さんの資料提供・説明を下に学びあいました。

その中で、今知りたい・知って欲しい情報を図書館が市民に発信することの重要な役割についての話が出ました。市民が手に取りやすいように、右にも左にも偏ることなく憲法を論じた資料を、コーナーを作り分かりやすく展示すること、それをする事で、政治に関心のない市民を少しは減らすことができるかもしれないのでは、ということ、図書館にその提言していこうということになりました。

○その他

- ・1月18日(水)15:30~新年会/場所:「熊」
- ・1月27日(金)例会13:00~図書館中集會室
- ・3月14日(火)2005年度児童新刊本から「どの本読もうかな」講師:広瀬恒子・図書館ホール

《おしらせ》<2006年>

☆1月31日(火)10:00~「語りの勉強会」市民フォーラム・会員外500円/まちだ語り手の会

☆2月4日(土)・5日(日)第6回町田男女平等フェスティバル/町田市民フォーラム/4日9:45~「輝こう一人ひとりがその人らしく」朴慶南/5日14:00~「子ども時代を楽しく豊かに一身近に本のある暮らし」講師:広瀬恒子(以上ホール)、和室にて①11:00~ ②12:00~「まちだ語り手の会おはなし会」他催事がいっぱい。

☆1月9日(月)18:00~「紙芝居九条の会・新春の集い」中野サンプラザ8F「今こそ憲法九条を一子どもたちの未来のために」小森陽一・紙芝居と話「国策紙芝居と平和に向かった紙芝居」川端英子/1000円(問☎&FAX048-444-3210 田中)

☆1月20日(金)19:00~児童図書館研究会ミニ学習会「子どもの読書推進計画を考える」講師:鏡文字子(都立中央図書館職員)/きゅりあん 第2講習室(JR京浜東北線大井町駅南口駅歩3分)500円 申込:児図研事務局(FAX03-3431-3478) 問合せ:金高(03-3777-7151 品川・大井図書館)

あとがき

疑いも怖さも知らず、好奇心いっぱい天真爛漫に遊べた子ども社会が、もう御伽噺のような時代になってしまった。かつてはどの子も持っていた輝いた瞳と笑顔は、疑いのまなざしと無表情さになり、大人のロボットのようなものである。これもみな、大人である私たちが撒いた罪である。子どもを守るために管理するのではなく、もっともっと子どもにうるさく語りかけよう。あなたたちを愛しているんだよ、というエールを込めて。(M⁴)